

名古屋都市計画土地区画整理事業の決定（蟹江町決定）

都市計画蟹江富吉南土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称	（仮称）蟹江富吉南土地区画整理事業	
面 積	約 13.2 ha	
公共施設の配置	道路	区画道路は幅員 6 m を基本とし、沿道の土地利用や施設誘致を行う街区を考慮して適切に幅員 8 m 道路を配置する。
	公園及び緑地	地区面積の 3 % 以上及び計画人口 1 人あたり 3 m ² を満たす公園を、公園の誘致距離を考慮して配置する。また、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑地を配置する。
	その他の公共施設	「土地区画整理事業における調整池設置指導基準」に基づき、土地利用の変更による雨水の流出増に対応する容量を確保するよう、調整池を設置する。
宅地の整備	街区の規模としては、土地利用計画、従前の土地利用形態等を考慮し適切に配置するとともに、各宅地とも原則として道路面より高くするよう整備する。	

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由

蟹江富吉南地区は、蟹江町の中心部から南西部に位置し、近鉄名古屋線富吉駅に近く都市計画道路3・3・157 国道1号西線や都市計画道路3・3・264 西尾張中央道などが周囲に整備されている地区である。

本地区は、蟹江町都市計画マスタープランにおいて「まちづくり推進地区」として、都市基盤整備の進捗に合わせて、駅からの近接性を活かし、日常生活における利便性が確保された良好な居住環境の形成を図ると位置付けられている。しかし、現在は市街化調整区域内にあり、農地の中に住宅や工場が混在し、無秩序な土地利用が形成されている。

そのため、蟹江富吉南土地区画整理事業を都市計画に定め、計画的な都市基盤整備を行い、快適で良好な市街地を形成しようとするものである。